

議第46号

京都市公共下水道事業条例の一部を改正する条例の制定について
京都市公共下水道事業条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年3月1日提出

京 都 市 長 松 井 孝 治

京都市公共下水道事業条例の一部を改正する条例
京都市公共下水道事業条例の一部を次のように改正する。

目次中「使用料」を「使用料等」に、「第22条」を「第23条」に、「第23条～第26条」を「第24条～第27条」に改める。

第7条を次のように改める。

(指定下水道工事業者の指定等)

第7条 排水設備工事の設計又は施行をしようとする者は、管理者の指定を受けなければならない。

2 前項の指定を受けようとする者は、管理者が定めるところにより、管理者に申請しなければならない。

3 第1項の指定は、管理者が定める期間ごとに更新を受けなければ、その期間の経過により、その効力を失う。

4 第2項の規定は、前項の指定の更新について準用する。

5 第3項の指定の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

6 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

7 前各項に定めるもののほか、指定下水道工事業者の指定、指定の取消し、

指定の効力の停止その他指定下水道工事業者に関し必要な事項は、管理者が定める。

第5章の章名を次のように改める。

第5章 使用料等

第26条を第27条とし、第23条から第25条までを1条ずつ繰り下げる。

第5章中第22条の次に次の1条を加える。

(手数料)

第23条 第7条第1項の規定に基づく指定又は同条第3項の規定に基づく指定の更新を受けようとする者は、申請の際に10,000円の手数料を納入しなければならない。

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にされたこの条例による改正前の京都市公共下水道事業条例（以下「改正前の条例」という。）第7条の規定に基づく指定下水道工事業者の指定の申請は、この条例による改正後の京都市公共下水道事業条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第2項の規定による指定の申請とみなす。

3 この条例の施行の際、現に改正前の条例第7条の規定に基づく指定を受けている指定下水道工事業者は、当該指定の期間が満了するまでの間は、改正後の条例第7条第1項の規定に基づく指定を受けているものとみなす。

提案理由

指定下水道工事業者の指定及び当該指定の更新の申請に対する審査に係る手数料を定める等の必要があるので提案する。